

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針の一部を改正する
告示案に関する意見募集について

令和8年5月15日
国土交通省観光庁

国土交通省観光庁では、別紙のとおり、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針」の一部改正を検討しています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1. 意見募集対象

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針の一部を改正する告示案の概要

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省観光庁観光地域振興部観光地域振興課において資料を配布します。

3. 意見募集期間

令和8年5月15日（金）から令和8年6月13日（土）まで（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

電子政府の総合窓口における意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

①電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：hqt-kanchika-chosa@gxb.mlit.go.jp

※件名には「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針の一部を改正する告示案について」と明記してください。

②FAX番号

FAX番号03-5253-8122

国土交通省観光庁観光地域振興部観光地域振興課 意見募集担当宛

③郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

国土交通省観光庁観光地域振興部観光地域振興課 意見募集担当宛

※封筒の裏面等に「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針の一部を改正する告示案について」と明記してください。

④電子政府の総合窓口「e-Gov」の場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」 (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) を利用する場合、意見提出フォームからご提出ください。

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. お問い合わせ先

国土交通省観光庁観光地域振興部観光地域振興課 意見募集担当

電話番号 03-5253-8327

(意見提出様式)

国土交通省観光庁観光地域振興部観光地域振興課 意見募集担当宛

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針の一部を改正する
告示案の概要に関する意見募集

1. 氏名：

2. 住所：

3. 電話番号：

4. 電子メールアドレス：

5. 意見：

(該当箇所)